

### 3. 自主防災組織の編成及び、任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うと共に、避難生活における共助を促進し得るように、自主防災組織の編成及び任務分担を定める。尚、平常時の活動と、災害発生時の活動とを円滑に接続できるように自主防災組織を編成する。(別紙1)  
また、災害発生時に各役職、各責任者等を明示するために腕章を配布する。(別紙2)

#### (1) 地域の自主防災組織

各部	役職	責任者	担当者			
対策本部	本部長	連合町会長				
避難所部	部長	体育厚生部長				
総務部	部長	総務部長				
情報部	部長	防災リーダー				
初期消火部	部長	防災リーダー				
救出・救護部	部長	防災リーダー				
避難誘導部	部長	各町会安全管理者				
看護部	部長	看護師				
食糧部	部長	女性部長				
物資部	部長	会計部長、防犯部長				
児童・幼児部	部長	教師・保育士・教頭				
環境・衛生部	部長	環境衛生部長				

#### (2) 各部の任務

##### ①対策本部

災害時には、湯里地域全体の災害対応を統括し、関係機関と共に地域の減災から復旧迄を推進し、地域住民の安心、安全を守る。

平常時には災害時の減災のために地域の防災・減災活動を地域住民、区役所、関係部署とともに検討し、諸活動を推進する。

##### ②避難所部

災害時には、湯里地域の災害時避難所である湯里小学校における避難所生活全体を統括し、住民の避難所生活の安心、安全を守り、早期の復旧を推進する。

- ・避難者名簿の作成
- ・避難者の入退所管理
- ・避難所のレイアウトなどの全体調整 (別紙3)
- ・避難生活のルール検討
- ・避難生活の広報活動
- ・避難者が多く、湯里小学校だけでは受入できない場合は、区役所と調整し、別途、災害時避難所を運営する
- ・災害時における避難所管理・運営は、東住吉区の要請に協力するものとする。

平常時には、避難所のレイアウト、避難所生活のルール化、備蓄物資の充実等を推進する。

### ③総務部

災害時には対策本部長の指示のもと、湯里地区の災害対応の全般を推進する。

- ・ 区役所、関係諸機関との連絡、調整、依頼、情報伝達などを推進する
- ・ 湯里地域内の被害状況の把握
- ・ 自主防災組織としての災害対応の検討と推進
- ・ 湯里地域の対策本部内の連絡調整
- ・ 湯里地域内の広報活動
- ・ 組織全般の庶務事項

### ④情報部

災害時には湯里地域内の被害状況を正確かつ迅速に把握し、対策本部、区役所、地域住民などへ必要情報を伝達する。

- ・ 情報の収集・伝達

情報部員は、地域内の災害情報、防災関係機関及び、報道機関などの提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関に伝達する。

- ・ 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令などによる。

地域内の指示、通話、情報連絡は無線機（インカム）により行う。

### ⑤初期消火部

災害時には、地域内で発生した火災に対し、迅速な初期消火活動を迅速に推進する。

- ・ 可搬式消火ポンプの適切な運用を指揮し、初期消火活動を推進する。
  - ・ 町会の消火班とともに、地域住民の協力を得て、初期消火活動を推進する。
- 平常時は迅速な初期消火ができるよう、次の施策を展開する。
- ・ 火災発生時の初動対応をマニュアル化し、周知し、訓練で検証する。
  - ・ 複数地点で火災が発生した場合の対応（広域避難場への避難の判断基準）を明確にしておく。
  - ・ 消火器材の設置、整備並びに、実操作訓練にて使用方法等に熟練しておく。
  - ・ 各家庭に、火気使用器具、消火器、各種警報器などの点検・整備を行い、出火防止を促進する。

## ⑥救出・救護部

### 災害時の救出・救護活動

- ・建物の倒壊、落下物などにより、救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

### 医療機関への連絡と搬送

- ・負傷者が医師の手当てを要する者である時は、次の医療機関又は、防災機関の設置する応急救護所に連絡・調整し、負傷者を搬送する。
  - a. 東住吉森本病院
  - b. 西中病院

### 防災関係機関の出動要請

- ・防災関係機関による救出が必要であるときは、防災関係機関の出動を要請する。

## ⑦避難誘導部

火災の延焼拡大、河川の氾濫などにより、地域住民の人命に危険が生じ又は、生じるおそれがある時は、次により避難を行う。

### 避難誘導の指示

大阪市の避難指示・避難勧告・避難準備情報が出た時又は、自主防災組織の本部長が必要であると認めたときは、本部長は避難誘導部に対し、避難誘導の指示を行う。

### 避難誘導

避難誘導部員は、本部長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市防災計画に定められた避難場所等に誘導する。

### 避難経路及び、災害時避難所

湯里小学校への避難は、町会別に定めた避難ルートを基本とする。（7ページ参照）

災害時避難所：湯里小学校、城南学園

### 安否確認の実施

- 隣近所の助け合いにより、町会毎の第一次集合場所に集結し、安否確認を行う。
- 安全が確認できない世帯があれば、近所の支援のもと、安否確認を進めると共に、町会長、地域災害対策本部へすみやかに、被害状況と共に安否情報を報告する。

## ⑧看護部

・看護部は地域在住の看護師免許取得者で構成する部会とします。

災害時には、地域内のけが人、傷病者に対し、一刻も早く医療機関による治療が必要な負傷者は優先的に医療機関に搬送する必要があります。

このため、軽傷の場合は、まず看護部による応急手当を行い、重傷者は最寄りの医療機関に搬送したり、消防・救急隊の応援を要請します。

又、あらかじめ地域の医療機関と負傷者の受け入れなどについて協議しておき、災害時に必要な治療を受けられるようにしておく。

”湯愛デー”において、応急手当訓練を実施する。

## ⑨食糧部

避難所における給食・給水は、次により行う。

### 給食の実施

・食糧部は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は、米穀類販売業者等から提供を受けた食糧などの配分、炊き出し等により給食活動を行う。

### 給水の実施

・食糧部は、市から提供された飲料水、井戸等により確保した飲料水で給水活動を行う。

## ⑩物資部

避難所における物資の配布は、次により行う。

### 物資の配布

・物資部は、市などから配布された物資を適切に保管し、在宅避難者を含めた地域の避難者に、公正に必要とする物資の配布活動を行う。

・物資部は、地域の避難者より必要とする物資の要望があるときは、区役所等をとおして、その物資の調達などを行う。

## ⑪児童・幼児部

避難所における児童・幼児の避難所生活支援を、次により行う。

### 児童・幼児の保育

・教師、保育士等により、児童・幼児が快適な避難所生活を送れるよう、

・避難所生活の相談、フォロー

・学習フォロー

・リフレッシュ活動

・健康維持活動等を企画、開催する。

・地域在住の教師、保育士を中心とした部会で、一般学生（中学生以上）のボランティアも募集、登録して運営する。

## ⑫環境・衛生部

避難所における環境衛生の維持は、各町会の環境衛生部長が中心となって、次により行う。

### トイレの維持管理

- ・ 備蓄の簡易トイレ、または搬送されてきたトイレを避難所部と協力し、所定の場所に設置します。男女別、障がい者男女別等にも配慮し設置する。
- ・ トイレの使用方法、注意事項をそれぞれのトイレに貼りだし、使用方法の周知徹底を図る。
- ・ 各トイレの清掃、手洗い消毒液の交換、ゴミ袋の交換等の衛生管理を避難者の当番制等を導入し、利用者全員の参加、協力により実施する。

### ゴミへの対応

- ・ 避難所部、施設管理者、区役所と協議の上、ゴミの集積場所を設置し、張り紙などにより避難者への周知徹底を図る。分別ゴミの徹底と清潔な集積場所の維持管理を、利用者の協力により実施する。
- ・ 避難所や空き地でのゴミの焼却は禁止します。

### 防疫・手洗い・消毒の励行に関する対応

- ・ 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者の協力を得て、手洗いの励行、消毒液の使用などによる防疫に注意します。

### 施設内の整理・整頓

- ・ 避難施設内の清掃などは、避難者自身が当番制で行うよう要請します。また、避難所内は常に清潔に保たれるよう、整理整頓を促します。
- ・ 原則として、犬、猫などペットは避難所の屋内スペースには入れないようにし、ペットの飼育場所を避難所部と協力し屋外に設置する。
- ・ 大型犬や盲導犬、介助犬等は別途、避難所部などと協議する。

## (3) 町会の自主防災組織

(別紙4)

町会名	町会本部長	情報総務班	初期消火班	救出・救護班	避難誘導班 (町会の安全管理者)
3丁目振興町会					
4丁目西振興町会					
4丁目北振興町会					
4丁目南振興町会					
5丁目北振興町会					
5丁目南振興町会					
6丁目北振興町会					
6丁目南振興町会					

## (4) 町会各班の任務

## ①町会本部長

発災時には町会の総指揮官として、町会及び近隣町会の区民、諸団体と力を合わせ、地域の人命、財産の保全と、減災に努める。

平常時には町会の防災力の向上の為に、対策本部に連動し、住民への啓蒙、諸施策の推進を図る。

## ②情報総務班

発災時は町会内の被害状況を把握し町会本部への報告すると共に、町会内の安否情報の収集・伝達に努める。また、町会本部長の指示により、地域の減災に努める。

## ③初期消火班

火災発生時には町会、近隣町会と力を合わせ、初期消火に努める。

平常時には、可搬式ポンプの訓練などを通して操作に習熟すると共に、消火知識の向上に努める。

## ④救出・救護班

災害発生時には町会、近隣町会と力を合わせ、被災者の救出・救護に努める。

平常時には、訓練を通して救助資機材の操作に習熟するとともに、『普通救命講座』等を受講し、知識と技術の向上に努める。

## ⑤避難誘導班

災害発生時には町会、近隣町会と力を合わせ、避難行動要支援者を始め、避難者の避難を支援し、安全な避難誘導に努める。

湯里小学校への避難は、町会別に定めた避難ルートを基本とする。(7ページ参照)

平常時には、町会内の避難行動要支援者の見守りに努めると共に、発災時の具体的な避難支援策を構築する。

#### 4. 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発をおこなう。

##### (1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ①防災組織及び防災計画に関すること。
- ②地震、風水害などについての知識(初動対応含む)に関すること。
- ③家庭における家具の転倒防止に関すること。また、独居高齢者宅等の家具の転倒防止を地域で支援すること。
- ④家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑤その他、防災に関すること。

##### (2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ①広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- ②座談会、講演会、研修会等の開催

##### (3) 実施時期

火災予防運動週間、防災の日等の防災関係の時期のほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

#### 5. 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

##### (1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ①危険地域、区域等
- ②地域の防災施設、設備
- ③地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④大規模災害時の消防活動

##### (2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ①市・区地域防災計画
- ②座談会、講演会、研修会等の開催
- ③災害記録の編纂

## 6. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び、図上訓練とする。

### (2) 個別訓練

- ①情報収集訓練・伝達訓練
- ②消火訓練
- ③救出・救護訓練
- ④避難訓練
- ⑤給食・給水訓練
- ⑥その他の訓練

### (3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

### (4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに、災害対応能力を高めるために行うものとする。

### (5) 訓練実施計画

訓練の実施に関しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

### (6) 訓練の時期及び、回数

- ①訓練は、原則として春季及び秋季の開催予防運動期間中並びに、防災の日に実施する。
- ②訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。
- ③当面、毎年11月の第3日曜日に総合訓練を『湯愛デー』として実施するものとする。

### (7) 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体、福祉避難所などと連携を図るものとする。

## 7. 地域、地域住民の取り組み

### (1) 平素の取り組み

#### ①出火防止

大地震時などにおいては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎年11月の第3日曜日を「湯愛デー」とし、各家庭においても、地域の総合訓練に合わせ、次の事項の点検・整備を進める。

- ・火気使用設備器具の整備及び、その周辺の整理整頓状況
- ・可燃性危険物品などの保管状況
- ・消火器など、消火用資機材の整備状況
- ・その他、建物等の危険箇所の状況

#### ②家具転倒防止器具の取り付け促進

高齢化世帯等の家具の転倒防止を推進するために、下記事項を検討、推進する。

【幸せの黄色い旗】を配布している住戸については、優先的に取り組むものとする。

- ・室内の危険箇所の点検
- ・安全対策、転倒防止策などの検討及び、ご提案
- ・家具の設置場所の変更支援
- ・本人が購入した転倒防止器具などの取り付け

#### ③防災資機材など

防災資機材などの整備及び、管理に関しては、次により行う。

- ・配備計画  
無線機の増設を検討する  
発電機、照明機器などの避難所の充実
- ・定期点検

毎年11月下旬に区役所、学校、連合町会長、災害救助部長が立会い、全資機材の点検を実施する。

#### ④情報収集、伝達

湯里地域において防災上共有すべき情報（危険箇所、役に立つ物・人等）を承知した場合、総務部に届け出るものとする。

特に避難行動要支援者の身上に変化のあったことを承知した場合には速やかに届け出るものとする。

## (2) 災害時の取り組み

### ①地震災害の発生当初の行動

- ・机、テーブルの下に潜るなどして、自身の頭を、体を守る。
- ・室内においても、スリッパ、靴をはき足を守る。
- ・ガス、電気器具等を止め、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とし、通電火災等の発生を防止する。
- ・玄関のドア、扉を開け避難路を確保する。
- ・災害の情報を取得する。
- ・室内、家屋の安全を確認する。
- ・家族、親類等の安否を確認する。

### ②水害等の災害の発生時の行動

- ・テレビ、ラジオ等により気象情報、災害情報を取得する。
- ・水害、河川の氾濫が危ぶまれるときは、避難の準備等を早めに済ます。
- ・「避難準備情報」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者等は早めの避難を開始する。
- ・「避難勧告」「避難指示」発令時は直ちに、落ち着いて避難する。
- ・夜間又は、風雨が激しい時は、無理をせず、2階以上の安全な場所に避難する。

### ③安否確認

- ・隣近所の助け合いにより町会毎の第一次集合場所に集結し、安否確認を行う。
- ・事前に登録している「湯愛人材バンク」のメンバーが速やかに、「安否確認希望者」の安否確認を実施する。
- ・安否確認の結果を班長等に報告する。
- ・安否が不明な時は、救出・救護班と一体となり、安否確認、救出・救護活動を行う。
- ・地域外に避難する場合には、避難先（連絡先を含む）等を班長等に届け出るものとする。

### ④初期消火

- ・火災発生時、火災発生発見時は大声で隣近所に伝え応援をもらおうと共に、消火器等にて初期消火を行う。
- ・マンション等の集合住宅の場合は非常ベル等で知らせる。
- ・天井まで火の手が上がった場合は、初期消火を中止し、身の安全を守るため避難する。
- ・要配慮者の避難を要する場合には、風上方向への避難を支援する。
- ・本部長の指示により、可搬式ポンプ等による消火を行う。消火が困難な場合には延焼防止の為の消火を行う。

#### ⑤救出・救護活動

- ・近隣や湯愛人材バンクによる安否確認の結果、救出・救護が必要な場合は、救出・救護班を中心に救助活動行う。地域の住民も積極的に救出・救護活動を支援する。
- ・救助資機材の活用や、地域企業のフォークリフト、バール等の有用な資機材の支援を依頼し、地域一丸となって救出・救護活動行う。
- ・家屋等が半壊し危険な場合には、応急危険度判定士の判定を依頼する。

#### ⑥避難行動

- ・自身の身の安全を確保し、近隣の助け合いで一次集合場所で安否確認後、家屋の倒壊などで自宅での生活が不可能な場合は、町会毎に世帯数、人数等を確認し、町会毎に避難誘導班の指示のもと、災害時避難所の湯里小学校へ避難する。
- ・地域住民も健常者は避難誘導班を支援する。
- ・「避難行動要支援者」に登録している人へは「湯愛人材バンク」への登録者を中心に、地域住民も含め、地域の総力で災害時避難所への避難を支援する。
- ・避難にあたっては、家屋、ブロック塀等の倒壊、電柱、自販機等の転倒、看板等の落下に注意し、安全なルートを確保し避難する。
- ・冠水した場合の避難は、側溝、マンホールを避けて道路の中央付近を避難する。

## 8. 避難行動要支援者名簿及び、避難支援計画の作成

災害時に、一人では避難行動が困難な方などの避難を支援するために、あらかじめ、『避難行動要支援者名簿』を作成すると共に、要支援者への『避難支援計画』を作成し、避難行動要支援者の円滑な避難に努める。

### (1) 『避難行動要支援者名簿』の作成

- ・災害発生時の近所による速やかな助け合い（近助）、共助の推進、地域コミュニティの強化のために、以下の諸施策を毎年5月～9月にかけて推進する。

#### ①湯里地域独居者の調査 (別紙5)

- ・“安全で安心なまちづくり”の一環として、独居者の緊急連絡先等の調査

#### ②災害発生時における“避難行動要支援希望登録者”の調査 (別紙6)

- ・お一人でお住まいで、他人の手を借りなければ歩行が困難な方（年齢不問）
- ・70歳以上の方の世帯で、災害発生時に、安否確認や避難誘導の支援を希望される方

#### ③災害発生時における“安否確認希望登録者”の調査 (別紙7)

- ・70歳以上の独居世帯もしくは、2人暮らしで共に70歳以上の世帯の調査
- ・災害発生時に、町会別の第一次集合場所までは行けるが、小学校等の避難所までの避難を誘導を希望される方
- ・第一次集合場所に、来ているかどうかを確認してほしい方
- ・70歳未満で、身体が不自由な方

### (2) 『避難行動要支援者支援計画』の作成

#### ①災害時「安否確認希望者名簿」、「避難行動要支援者名簿」登録申請書の作成 (別紙8)

- ・上記、「避難行動要支援者」、「安否確認」に希望者登録をされた方に、町会役員が出向いて、支援内容、緊急時連絡先等を伺い、登録申請書の提出を願う。

#### ②“湯愛人材バンク”への登録 (別紙9)

平素の見守り、災害発生時の安否確認、避難支援をする方々を地域より、広く募集し、近助・共助の推進を図る。

尚、振興町会役員、こども見守り隊、自転車パトロール隊、青色パトロールカー部隊、民生児童委員、青少年指導委員、青少年福祉委員、スポーツ推進委員、湯里小学校PTA役員、社会福祉委員の方々は”湯里人材バンク”のメンバーとする。

#### ③『避難行動要支援者』『安否確認希望者』へは、それぞれの登録者に対し、『湯愛人材バンク』から2名の担当者を選出しておく。 (別紙10、11)

- ④【幸せの黄色い旗】による平素の“～ながら見守り隊”運動 (別紙12)
- ・上記の“避難行動要支援者希望登録”、“安否確認希望者登録”の方に、  
【幸せの黄色い旗】をお渡しし、“～ながら見守り隊”として、それぞれ  
に3名を登録し、見守りの充実と地域内の安心感の醸成をはかる。(別紙13)

○各名簿などは個人情報保護の観点から、適切な保管、管理、運用、更新を自主防災組織の本部長及び、各町会責任者が行う。

調査表	更新月	情報保管・管理者	訓練時使用
独居者調査	毎年5月	全 体：自主防災組織本部長 (= 連合振興町会会長)  町会分：各町会長	
避難行動要支援希望登録者	毎年6月		
安否確認希望登録者	毎年6月		
安否確認、要支援者申請書	毎年7月		○
要支援希望者及び担当者	毎年8月		○
安否確認希望者及び担当者	毎年8月		○
ボランティア募集：人材バンク	毎年5月		

【幸せの黄色い旗】名簿は要支援希望者、安否確認希望者が見廻りの対象者となり、人材バンクへの登録者が日常の見守りを実施している。

## 9. 総合防災訓練『湯愛デー』の実施要領

- (1) ”湯愛デー” 実行委員会の設立 (別紙14)  
”湯愛デー” 実行委員会を設立し、”湯愛デー” を企画し、開催する。
- (2) ”湯愛デー” 実行委員会の開催  
”湯愛デー” の地域への周知等の為に、6月、9月、10月、11月を基本とした4回の実行委員会を開催する。
- (3) ”湯愛デー” の実施事項
- ①湯里連合振興町会 災害対策本部 一覧表 (別紙1)
  - ②災害時における役員の腕章配分 (別紙2)
  - ③ “湯愛デー” 開催のお知らせ 第1弾 (別紙15)  
開催日、訓練予定内容、避難訓練要領（一次集合場所⇒避難所など）  
救急救命救助法の講習者の募集
  - ④ “湯愛デー” 大会参加者数 (別紙16)
  - ⑤災害時における各町会の第一次集合場所について (別紙17)
  - ⑥ “湯愛デー” 開催についてのお知らせ《第2弾》 (別紙18)
  - ⑦災害時避難所開設の関係資料
    - a. 災害発生時の避難所の解錠について（基準） (別紙19)
    - b. 町会別湯里小学校教室割当表（基準） (別紙20)
    - c. 災害時避難所開設及び利用者状況【受付表】（定型） (別紙21)
    - d. 災害時避難所開設及び利用者状況【集計表】（定型） (別紙22)
    - e. 災害時避難所開設及び利用者状況（定型） (別紙23)
    - f. 災害時避難室における集計表（定型） (別紙24)
    - g. 災害時避難所における問診表（定型） (別紙25)
    - h. 災害時避難室からの連絡・報告事項（定型） (別紙26)
    - i. 看護部からの連絡・報告事（定型） (別紙27)
    - j. 環境衛生部からの連絡・報告事項（定型） (別紙28)
    - k. 炊き出し隊食数報告書（定型） (別紙29)
    - l. 災害時避難所における資材・物品係の取りまとめ（定型） (別紙30)
  - ⑧”湯愛デー” 訓練の説明など（25年度）
    - a. 各訓練内容と責任者、参加者表 (別紙31)
    - b. 各訓練場所の配置図 (別紙32)
    - c. 訓練タイムスケジュール (別紙33)
    - d. 湯里地域災害対策本部設置訓練（案） (別紙34)
    - e. 街中訓練の実施内容と責任者、各参加者 (別紙35)
    - f. “湯愛デー” 前日の準備物について (別紙36)
    - g. “湯愛デー” 当日の昼食場所について (別紙37)

- h. “湯愛デー” 当日、雨天の場合の行動（日程） (別紙38)
- i. “湯愛デー” 参加者アンケート用紙 (別紙39)
- h. ”湯愛デー” 参加の御礼 (別紙40)
- j. “湯愛デー” 事業別収支予算書 (別紙41)
- ⑨”湯愛デー” 訓練説明等（26年度）
  - a. 各訓練内容と責任者、参加者表 (別紙42)
  - b. 各訓練場所の配置図 (別紙43)
  - c. 訓練タイムスケジュール (別紙44)
  - d. 湯里地域災害対策本部設置訓練（案） (別紙45)
  - f. “湯愛デー” 前日の準備物について (別紙46)
  - g. “湯愛デー” 当日の昼食場所について (別紙47)
  - h. “湯愛デー” 当日、雨天の場合の行動（日程） (別紙48)